

全原子力発電所の再稼働中止を求める意見書

大津地裁は本年3月9日、関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを求めた仮処分の手続で、住民側の主張を認め運転を停止するよう命じた。

山本善彦裁判長は原発の安全対策を講ずるには福島第一原発事故の原因究明を徹底的に行うことが不可欠と指摘し、原因究明が進まない中で、新規制基準を策定した原子力規制委員会の姿勢を「非常に不安を覚える」と批判した。また、発電の効率性を甚大な災禍と引き換えにはできないことや福島の原発事故を踏まえた過酷事故対策、耐震基準策定、津波対策及び避難計画に疑問が残ることも指摘している。

福島第一原発事故はメルトダウンしたと言われる原子炉内部の調査ですらできていない状況で、廃炉対策どころか毎日の汚染水対策に混迷する状態である。原発の安全性に対する国民の不安は大きくなるばかりであり、国の責任は重大である。

よって、国におかれては、下記事項について早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 福島第一原発の事故原因の究明を徹底的に行い、廃炉計画を策定するとともに、国民に明示し理解を得るまでは、全国の原発の再稼働作業に着手しない方針を確立すること。
 - 2 全国の運転中の原発を停止し、再稼働に向けて準備中の原発の作業を中止すること。
 - 3 国の主導により、原発事故時の避難計画を策定すること。
- 以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

賛成者 無所属クラブ（田中まさよし・松原徳和・服部勝弘・高橋和江）
共産党市議団（堀田信夫・井深正美・原菜穂子）

反対者 「自民岐阜」・「市議会公明党」・「岐阜市民クラブ」
和田直也・浅野裕司・丸山慎一

「岐阜市民クラブ」富田耕二は退席

※ 竹市勲は議長のため裁決に加わらない。

（敬称略）

反対する理由がわかりません！！